	第3回青梅市選挙管理委員会会議録													
開	開催日時 令和6年6月3日 午前10時00分													
場	場 所 市役所6階 601会議室													
			委員	長	Ш	鍋	信	夫	書言	記長	須	崎		満
Н	席	者	委	員	根	本	太	夫	書	記	Ш	﨑	健	司
ш	YII	-12		同	山	下	秀	明						
				同	桑	原	顯	Œ						
記	録	者	書	記	Щ	﨑	健	〒]						
.1	あいさつ)川錦	委員長											
2	報告事項	Į.												
	2 報告事項													
3	議事	.												
	3 議 事 議案第2号 選挙人名簿登録者の決定について 原案どおり可決													
	議案第3号 選挙人名簿登録者の抹消決定について 原案どおり可決													
	議案第4号 地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の													
	議案第4号 地方目指法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1および3分の1の数について 原案どおり可決													
	議案第5													
*******									ζ					
*********	議案第6号 東京都知事選挙における公営ポスター掲示場の総数減少について													
*******			*************					•			J	原案。	どお	り可決
	議案第7	7 号 東	京都知	事選	挙に	おけ	する公	営ポス	スター掲	示場の	の設力	置場層	折に:	ついて
											J	原案。	どお	り可決
	•••••													

4 その他
(1) 今後の行事予定について 別紙のとおり
(2) 次回委員会の開催日程について
日 時:令和6年6月19日(水)午前10時00分
会場:市役所6階 601会議室
議 題:選挙人名簿登録者の決定について ほか
(3) その他
- 一般質問通告状況について
閉 会 日 時 令和6年6月3日 午前10時58分

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するために、委員長 および委員ここに署名する。

令和6年6月19日

青梅市選挙管理委員会

委員 根 本 於 系 委員 孔 下 香 町 委員 和 京 原 頭 止

第3回青梅市選挙管理委員会日程

 令和6年6月3日

 午前10時0分

 市役所6階

 601会議室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 行事報告について
- 3 議 事 議案第2号 選挙人名簿登録者の決定について
 - 議案第3号 選挙人名簿登録者の抹消決定について
 - 議案第4号 地方自治法等の規定による選挙権を有する者 の総数の50分の1および3分の1の数につ いて
 - 議案第5号 市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数について
 - 議案第6号 東京都知事選挙における公営ポスター掲示場 の総数減少について
 - 議案第7号 東京都知事選挙における公営ポスター掲示場 の設置場所について
- 4 そ の 他 (1)今後の行事予定について
 - (2) 次回委員会の開催日程について

日 時 令和 6 年 6 月 1 9 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分 会 場 市役所 6 階 6 0 1 会議室

議 題 選挙人名簿登録者の決定について ほか

(3) その他

行事報告

(1) 全選連関係

5月30日 全選連通常総会 文京シビックホール	13:00	委員長、委員、局長
-------------------------	-------	-----------

(2)都市選連関係

5月22日	都第	2	† 回	選 局	長	連会	東	京自	治	会	館	15:00	局長	
-------	----	---	--------	--------	---	----	---	----	---	---	---	-------	----	--

選挙人名簿登録者の決定について

令和6年6月3日現在で調製する選挙人名簿に青梅市

以下1,166人(男664人、女502人)を登録資格があると認めるので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により登録決定する。

令和6年6月3日

〇 公職選挙法

(登録)

- 第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。)に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。)には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。
- 2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき(同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。)には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、行わなければならない。
- 3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日(以下この条において「選挙時登録の基準日」という。)現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。
- 4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

選挙人名簿登録者の抹消決定について

令和6年6月3日現在で、選挙人名簿に登録されている者で転出後4か月を経過した青梅市 以下798人(男465人、女333人)および令和6年5月29日までに死亡した青梅市 以下464人(男242人、女22人)を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により抹消決定する。

令和6年6月3日

〇 公職選挙法

(表示及び訂正等)

- 第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。
- 3 (省略)

(登録の抹消)

- 第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の 各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。
 - 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
 - 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該**市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇 月を経過するに至つたとき。**
 - 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
 - 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

(在外選举人名簿)

- 第三十条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。 2 (省略)
- 3 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿の登録を 行い、及び同条第四項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿への登録の移転(選挙人名簿から抹消 すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。)を行うものとする。

4~6 (省略)

地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項 および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項、第5条第1項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりである。

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 2,227人
- 2 同 3分の1の数 37,117人

令和6年6月3日

諸請求に要する選挙権を有する者の数

根拠法令	条項	項目	必要数	
	第74条第5項	条例の制定または改廃の請求とその処置	50八页1	
	第75条第6項	監査の請求とその処置	50分の1	
tile Leade VE NI.	第76条第4項	議会の解散の請求とその処置	3分の1	
地方自治法	第80条第4項	議員の解職の請求とその処置		
	第81条第2項	長の解職の請求とその処置		
	第86条第4項	役員の解職の請求とその処置 ※役員:副市長、選管委員、監査委員等		
地方教育行政の組織及 び運営に関する法律	第8条第2項	解職請求 ※教育長または教育委員		
市町村の合併の特例に	第4条第1項	合併協議会設置の請求 ※単独請求	5 0 A 0 1	
関する法律	第5条第1項	合併協議会設置の請求 ※同一請求	50分の1	

市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数について

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項および第5条第15項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の6分の1の数は次のとおりである。

選挙権を有する者の総数の6分の1の数 18,559人

令和6年6月3日

○ 市町村の合併の特例に関する法律

(合併協議会設置の請求)

第四条 **選挙権を有する者**(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和二十五年 法律第百号)第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人 名簿に登録されている者をいう。)をいう。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、その総数の 五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市 町村の合併の相手方となる市町村(以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」とい う。)の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2~4 (省略)

5 前項のすべての回答が**合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであった場合**には、合併請求市町村の長にあっては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を発した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあっては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ**議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならない。**この場合において、合併請求市町村の長は、その意見を付けなければならない。

6~8(省略)

- 9 第五項の規定による議会の審議により、**合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合**には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日(以下この条において「基準日」という。)以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 10 前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、合併請求市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
- 12~20(省略)

第五条 合併協議会を構成すべき関係市町村(以下この条及び次条第二項において「同一請求関係市町村」という。)の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2~4 (省略)

- 6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、 それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二の 二の二第一項の協議(以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議」という。)につ いて、議会にその意見を付して付議しなければならない。
- 7~10(省略)同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 11 第六項の規定による議会の審議により、その**議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した**同一請求関係市町村(以下この条において「合併協議会設置協議否決市町村」という。)の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、当該合併協議会設置協議否決市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

12~14(省略)

15 合併協議会設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかったときは、**選挙権を有する者は、**政令で定めるところにより、**その総数の六分の一以上の者の連署をもって、**その代表者から、**当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、**同一請求に基づく**合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。** 16~33(省略) 東京都知事選挙における公営ポスター掲示場の総数減少について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第2項ただし書の規定にもとづき、東京都選挙管理委員会と協議した結果、次のとおり総数を減少する。

1 減少数

2 6

2 理 由

各投票区の地勢を考慮し、第1投票区、第2投票区、第6投票区、第7投票区、第9投票区、第11投票区から第15投票区、第17投票区から第20投票区、第23投票区、第26投票区について減とし、第25投票区について増とする。

3 投票区別選挙人名簿登録者数、面積およびポスター掲示場設置数 別紙のとおり

令和6年6月3日

東京都知事選挙における公営ポスター掲示場の設置場所について

令和6年7月7日執行の東京都知事選挙における公営ポスター掲示場の 設置場所を次のとおり定める。

令和6年6月3日

〇 公職選挙法

(ポスター掲示場)

- 第百四十四条の二 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は**都道府県知事の選挙** においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター(衆議院小選挙区選出 議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。
- 2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより 算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選 挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

3~10(省略)

◎公職選挙法施行令第111条第1項の規定による数

(公職選挙法第144条の2第2項または第9項に規定の政令で定める数)

(五概送手仏为14	4条の2第2項または第	3点に別たり以下	「「足の句数」
選挙人名簿 登録者数	面積	ポスタ <i>ー</i> 掲示場の数	投票区
	2 平方キロメートル 未満	5 箇所	第 20、第 21
	2 平方キロメートル 以上 4 平方キロメートル	6 箇所	第 17、第 24
1,000 人未満	未満 4平方キロメートル 以上 8平方キロメートル	7 箇所	第 18、第 19、第 26
	未満 8 平方キロメートル 以上	8 箇所	第 25
	4平方キロメートル 未満	7 箇所	第1、第2、第5、第9、第11、 第12、第13、第16、第27、第29、 第30、第32、第34
1,000 人以上 5,000 人未満	4 平方キロメートル 以上 8 平方キロメートル 未満	8 箇所	第6、第14、第15、第22、第23
	8平方キロメートル 以上	9 箇所	(該当なし)
5,000 人以上	4 平方キロメートル 未満	8 箇所	第3、第4、第7、第8、第28、 第31、第33
10,000 人未満	4平方キロメートル 以上	9 箇所	第 10
10,000 人以上	4 平方キロメートル 未満	9 箇所	(該当なし)
10,000 / 10,	4 平方キロメートル 以上	10 箇所	(該当なし)

今後の行事予定

(1)都市選連関係

7月18日	都 市 選 連 第 1 回 委 員 長 会 会	東京自治会館	11:00 委員長・ 局長
7月23日	都 市 選 連 第2回次長・係長会	東京自治会館	15:00 係長

その他

昭島市長選挙 告示日9月29日(日)、選挙期日10月6日(日)